

お客さま各位

2022年9月2日
株式会社三十三銀行

カードローン等における相続発生時の取扱いについてのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、旧行（旧三重銀行・旧第三銀行）で取扱いをしておりましたカードローン商品において、カードローン規定に定められておりました、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」の取扱いを見直し、削除しておりますのでお知らせいたします。

カードローン等において「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ、一括返済を請求することはございません。

なお、返済遅延等、別の事由により、期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

また、「三十三銀行カードローン」に代表される、三十三銀行のカードローン商品については、カードローン規定において「相続の開始があったとき」は期限の利益喪失事由に規定しておりませんので併せてお知らせいたします。

カードローン等を相続されたお客様は、ご返済など、相続後のお手続きにつきまして、お取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上